

平成29年2月21日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

東京都知事 小池 百合子

特別区長会会長 西川 太一郎

ホームレス対策の更なる推進にかかる緊急要望

ホームレス問題は、大都市に顕著に現われていますが、我が国全体の問題であり、国の責任の下で総合的に施策を推進していく必要があります。

平成14年にはホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「特措法」という。）が制定、施行され、平成24年にはホームレスの自立支援を引き続き計画的かつ着実に推進するため5年間の期限の延長が行われました。

特措法では、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標が掲げられており、その総合的な施策推進を国の責務とし、基本方針の策定とともに、自治体に対する財政上の措置等の義務を国に課しています。

さらに、平成27年4月の生活困窮者自立支援法（以下「自立支援法」という。）の施行に伴い、これまで予算事業として実施されてきたホームレス対策のうち福祉の観点から実施している各事業については、基本的に自立支援法に基づく事業として位置づけられました。しかし、ホームレスの定義、施策の目標、国の責務である総合的な施策の策定と実施、全国調査の実施、基本方針の策定など、特措法に定められたホームレス対策特有の内容は自立支援法には定められておらず、特措法が失効した場合には、総合的なホームレス対策が後退してしまうことが懸念されます。

東京都と特別区は、平成12年から率先して共同でホームレスの自立と社会生活への復帰に向けてホームレス対策に取り組み、都区の緊密な連携により、多くの人が生活保護を受けずに就労し、自立することができました。その結果、

ホームレス数はピーク時の平成16年度の6,731人から昨年8月には1,463人と大きく減少しましたが、長期化・高齢化したホームレスへの対応や、不安定就労をしながらネットカフェ等に起居する者への対応など、新たな課題も生じており、未だホームレス問題の解消には至っていません。

また、自立支援法における国の財政上の措置は、ホームレス対策事業を踏まえた加算がなされるとはいえ全額負担ではなく、各事業の負担割合に応じて経費の一部をホームレスが存在する自治体が負担するものとなっています。加えて、事業実施対象区域の人口等により算出される国の負担上限額の設定により、独自のホームレス対策を行っている一部の特別区では超過負担も生じており、財政上の負担は深刻なものとなっています。

このような状況の中、平成29年8月6日の特措法の失効日を直前に控え、ホームレス状態にある人たちの路上等からの脱却を支え、全ての住民が健康で文化的な生活を送ることができるよう対策を推進していくべきものと考え、下記のとおり緊急に要望いたします。

記

- 1 ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする特措法の趣旨・理念に基づいて、ホームレス対策を更に推進するため、特措法の期限を延長すること。
- 2 ホームレス対策事業は、生活困窮者自立支援法の中に位置づけられる事業となったが、都市部での地域の実情に応じたホームレス対策事業に係る費用については、全額国の負担とすること。